

新リース会計基準について

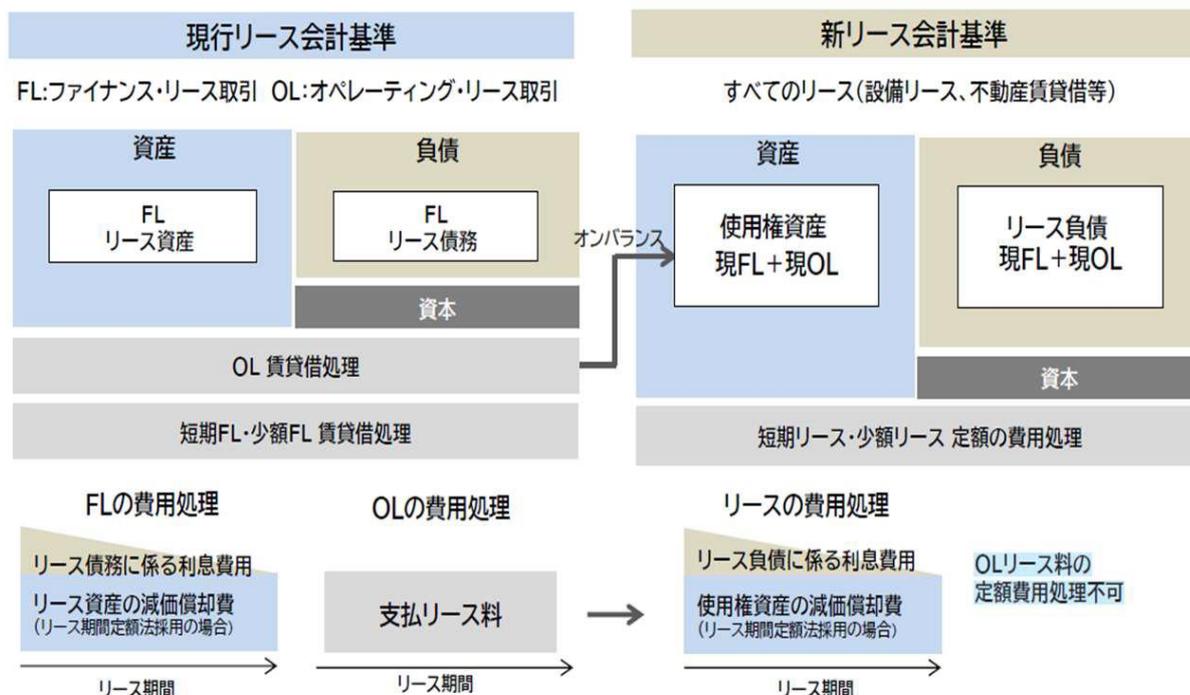
<新リース会計基準の概要>

企業会計基準委員会（ASBJ）は 2024 年 9 月、国際会計基準第 16 号や米国基準との整合を確保するため、全てのリースをオンバランスする新リース会計基準を公表しました。

【新リース会計基準のポイント】

適用対象	企業会計基準を適用して会計処理を行う全ての企業が対象 上場企業は新リース会計基準が強制適用 会社法監査対象法人（会社法上の大会社等）、およびその連結子会社、関連会社等が対象 ※中小企業は新リース会計が強制適用されず、現行の賃貸借処理が可能
適用時期	2027 年 4 月 1 日以後開始の事業年度（2025 年 4 月からの早期適用可） 適用初年度の期首時点において、原則、全てのリースをオンバランス
借手 B/S 処理	原則、全てのリースがオンバランス化 従来のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分がなくなり、原則、全てのリースについて、使用权資産とリース負債を計上 ※既存のオペレーティング・リース契約もオンバランス処理
借手 P/L 処理	使用权資産の定額償却とリース負債に係る利息費用を計上 従来のオペレーティング・リースによる期間定額での費用化は廃止 ファイナンス・リースの PL 処理はおおむね現行通り
簡便的な取り扱い （賃貸借処理）	現行基準を維持 現行基準同様、12ヶ月以内の短期リースや 1 契約当たりのリース料が 300 万円以下の少額リース等について、使用权資産とリース負債を計上せず、定額法により費用計上する簡便的な取り扱い（賃貸借処理）が可能

<現行リース会計基準と新リース会計基準の相違>



出典:「新リース会計基準についてー借手側の会計処理ー」(公益社団法人リース事業協会)